

新型コロナウイルス感染症対策に対応した業務についてのガイドライン

1. 基本方針

新型コロナウイルス感染症対策として、本校に関わる全ての方々の生命を守ることを目的とし、感染を起こさないように万全を期することとする。

感染症対策のポイントは「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」であることを踏まえた取り組みを行う。

2. 保健管理等に関すること

(1) 健康観察について

- ① 毎日、職員・生徒の健康チェックを行う。

(8時40分各教室で生徒の健康チェック 8時50分HR)

- ② 健康チェック時、未検温の生徒は教室で検温させ、観察表に記入させる。

- ③ 37.5℃以上の発熱があった場合は登校を見合わせ、解熱後一週間は自宅にて休養させる。又、風邪の症状（倦怠感・喉の痛み・咳等）の場合はその症状が治まるまでは自宅で休養させることとし、「欠席日数」とはせずに「出席停止・忌引等の日数」と記録する。
(職員も同様とし、特別休暇とする)

また、次の症状がある場合はア・イを目安に「帰国者・接触者相談センター」（保健所）に相談するよう、保護者に連絡する。

ア 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続いている。

(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)

イ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）味覚、嗅覚異常等がある。

※ 基礎疾患等のある生徒等は、発熱の状態が 2 日程度続く場合

その後、もし感染が確認された場合は、保健所が濃厚接触者の特定等、必要な調査を行う事になり、生徒の中に濃厚接触者が特定された場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して 2 週間の「出席停止」の措置をとる。(職員も同様)

- ④ 体調不良及び、登校に不安を感じる生徒については、その保護者の合理的理由がある場合には、当該生徒の欠席は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。指導要録上でも「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

《注》重症化リスクの高い方について

糖尿病・心不全・呼吸器疾患等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされています。

(2) 手洗いについて

感染症の要因の一つに物品の共用による接触感染があるので、授業前後の手洗いや用具や物品を共用した場合は使用後の手洗いを徹底させる。

また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとし、共用はさせないようにする。

<手の洗い方については、厚労省が発行している「正しい手の洗い方」を生徒に配布する>

(3) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

(4) 集団感染のリスクへの対応

3つの条件（換気の悪い密閉空間・多くの人が密集・近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けることはもちろん、手洗いや咳エチケット・換気など基本的な感染症対策を行う。

(5) 消毒の徹底

消毒液での清掃は全て職員が行うものとし、マスク、手袋着用の上、多くの生徒が手で触れる、ドアノブや手すり・スイッチなどは1日に複数回消毒液で清掃する。机・椅子・窓のカギなどは、生徒が下校した後、全て消毒液で清掃する。

<消毒液については、次亜塩素酸ナトリウムを各教室に準備する>

3. 学習指導に関すること

(1) 教室・授業管理について

- ① 授業中は生徒・職員も飛沫を防ぐ為、全員マスクを必ず着用する。
(忘れた生徒には、各学年でマスクを貸し出す)
- ② 教室内は対角線上の窓を開けて常に換気を行う。
- ③ 職員室への生徒の入室は禁止とする。
- ④ 家庭科室・美術室・書道教室・音楽室・技術室等複数の学年が使用する教室については入室前にアルコール消毒液で、手の消毒を生徒に徹底させる。又、授業担当者は授業開始前に教室内の共用部分を消毒液で清掃する。
- ⑤ 授業内容等工夫する。(グループワーク・対面学習を行わないようにする)

(2) 各教科等の指導について(文科省が示しているガイドライン)

- ① 音楽科において、狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動について、年間指導計画の中で指導の順序を変更することや、歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにすること。
- ② 家庭科において、調理などの実習について、年間指導計画の中で指導の順序を変更することや、衛生管理をより一層徹底すること。
- ③ 保健体育科において、生徒が密集する運動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動について、年間指導計画の中で指導の順序を変更することや、個人や少人数で密集せず距離を取って行う事ができる運動を行うなど工夫をすること。
- ④ 各教科等に共通する感染対策として、共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒する。共用の教材、教具、情報機器などを触れる前後で手洗い・消毒を徹底する。

4. 図書館に関すること

(1) 図書館利用について

- ① 図書館については、感染状況を踏まえ学校長の許可ができるまでは、図書館を閉鎖する。
- ① 本の返却については、図書館前に設置してある返却ボックスに返却する。
- ② 開館については、3密の条件が重ならないよう、実施内容や方法を工夫し、感染症対策の措置を講じた上で開館する。

5 . 食堂及び、購買部利用に関すること

(1) 利用時間

- ① 食堂・購買部・パン販売・自販機使用の時間帯は下記の通りとする。
 - ・中学生 12時30分～12時55分
 - ・高校生 12時55分～13時20分

(2) 利用方法

- ① 食堂入室時は、必ず手洗い、アルコール消毒液で手の消毒を行う。
- ② 食堂内のテーブル使用については、食券購入者のみとする。
(弁当持参及び、パン購入の生徒の食堂使用を禁止する)
- ③ 食堂利用の際は、利用者(生徒・職員)を対面させないように、椅子、テーブルの位置等を変更する。
- ④ 食堂利用者(生徒・職員)は使用後、テーブル・椅子を各テーブルに設置してある消毒液で消毒する。
- ⑤ 購買部利用については、一人一人の間隔を保つため、入場制限を設ける。
- ⑥ 紙幣・硬貨の受け渡しを行うので、物品の販売前後は必ず、アルコール消毒液で手の消毒を行う。
- ⑦ 購買部で販売する物品は、学校指定品のみとする。

制靴・上履き・体育館シューズ・グラウンドシューズ・体操服
通学カバン・補助バック・洗濯ネット・腰巻タオル・制服ボタン
- ⑧ 制服採寸は当面行わない。
- ⑨ 業者に注文して届いた商品については、担任を通じて連絡する。

(3) その他

昼食に関することについては、別途指示する。

6. 保健室対応に関すること

(1) 来室について

- ① 生徒の来室は、担任または学年の先生の許可をもらい該当生徒のみ、来室させること。
- ② 保健室入退室は必ず手洗いを行い、アルコール消毒液で消毒する。
- ③ 各自マスクを着用し、ハンカチ・ティッシュは必ず携行する。
- ④ 入口で保健室来室カードを記入しながら、体温計で体温測定を行う。
(使用した体温計はその後消毒する為、そのまま置いておくこと)
- ⑤ 保健室内が10名以上にならないように、同室入室に対し制限する。
- ⑥ 保健室に傷病者がいる場合等は、不要不急の来室はさせない。
(身長・体重計の使用は出来ない)

(2) 対応・判断について

- ① 既往症がなく検温結果が37.0℃未満で発熱が予測されない生徒については、授業を受けるよう指示する。(状態により判断する)
- ② 情緒不安定の生徒については、保健室内に休養者がいない場合は通常対応する。
(発熱者や体調不良者がいる場合は学年に対応をお願いする)
- ③ 校内で発症したケガの処置は従来通り行う。(継続治療は対応しない)
- ④ 寮生・下宿生は検温結果が37.0℃以上の場合は、帰省の為、早退させる。

(3) 休養を要する生徒について

- ① 保健室内のベッド数は5床あるが、間隔を取るため2～3床を使用する。
(使用後はシーツ交換や消毒等を行い、直後は使用しない)
- ② 休養は1時間とし、発熱者が出た場合は既往症がある生徒の休息と混在させられないため、別室対応とする。
- ③ 別室対応の場所は、3号棟2階小教室1・小教室2を使用し、原則該当学年で対応する。(使用方法については、別途指示する)
- ④ 感染を疑う生徒が保健室にいた場合は、他の生徒対応が保健室内で出来ないためケガ等の対応は廊下で行う。

※ 保健室での早退者の長時間滞在は出来ない。

※ 保健室でのマスクの貸し出しはしない。

7. 部活動に関すること

部活動の実施に当たっては、感染状況を踏まえ学校長の許可ができるまでは、全部活中止とし、再開後も感染状況を見て中止の措置を行うことがある。

再開については、3密の条件が重ならないよう、実施内容や方法を工夫し、感染症対策の措置を講じた上で再開とする。

(1) 実施にあたって

- ① 部活動前に健康観察を実施し、体調がすぐれない生徒は参加させない。
- ② 生徒本人・保護者の意向を尊重すること。
- ③ 本校の特殊性を考慮し、他校との合同練習や練習試合、演奏会、地域行事への参加など、他校等との交流をしないこと。
- ④ 「具体的な留意事項」の内容については、練習再開前に指導者が生徒に対し確実に周知すること。尚、留意事項への対策が十分取れない場合は、部活の実施を見合わせることに。

(2) 「具体的な留意事項」

- ① 毎日、部活動単位で、生徒の体温を検温するなどし、発熱者（37.5℃以上）の把握を行うこと。
- ② 活動参加については、生徒の判断で参加することがないよう、承諾書により、保護者の承諾を得ること。
- ③ 練習前・休憩時・練習後などに手洗いを行うこと。
- ④ 部活動ごとに場所や時間を割り振るなど、一度に大人数が集まって人が密集する活動とならないようにすること。
- ⑤ 体育館、校舎内等の屋内施設を用いる場合、ドアを広く開け、普段以上のこまめな換気を行うこと。
- ⑥ 生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ）や用具・器具等は、消毒液等を使用して清掃を行うなど、感染拡大防止のための防護措置等を講じること。特に楽器等については唾液の処理等も適切に行うこと。
- ⑦ 身体接触のある活動、互いに近接する活動などにおいては、練習内容や方法に特段の配慮を行うこと。
- ⑧ 更衣室や部室は、交替で入室するなどして、一度に多数の生徒が着替え等を行わないようにすること。また、交替前などに十分な換気を行うこと。
- ⑨ 給水用のボトルやコップ、汗を拭くタオルなどは共用しないこと。

【けが、事故防止について】

- ③ 臨時休業中に生徒の体力・運動能力が落ちていることを踏まえ、競技特性、生徒の発達の段階、競技レベル等に十分配慮し、スポーツ医科学的な見地から運動部活動ガイドラインに則った練習計画のもと、けがや事故等がないよう、無理のない運動強度、頻度や時間等を設定すること。

【新型コロナウイルス（COV I D－1 9）感染症発生時の対応手順】

